

(No. 7)

1. 「河川法施行令の一部を改正する政令の施行について」(昭和45年9月10日建設省河政発第100号、建設省河川局長通達)の記の一

一 禁止、許可行為等の規制について

竹木の流送、舟若しくはいかだの通航、汚物若しくは廃物の投棄等の河川管理上支障を及ぼす恐れのある行為については、治水、清潔及び他の河川使用との調整の見地から厳しく規制すべきことは当然であるが、他面河川は公共の場として不特定多数の者の自由な使用に供されており、また農水産業等河川に依存する事業活動も広汎にわたっているため、これらとの調整に慎重に配慮し、規制は河川管理上支障を及ぼすおそれのある範囲に止めること。

2. 「河川法施行令の一部を改正する政令の運用及び解釈について」(昭和45年10月7日建設省河政発第105号、建設省河川局水政課長通達)の記の第一及び第二

第一 令十六条の二関係

本条にいう「いかだ」は、舟が引航し、又は人が添乗しているものをいう。

一 閘門関係

1 閘門を通航する舟又はいかだの長さ、幅、水面上の高さ若しくは喫水の最高限度又は閘門の通航方法は、閘門の特性、舟又はいかだの通航の状況等を勘案し、閘門の損傷を防止し、その機能を維持するためには必要な事項を指定するものとするが、舟又はいかだの通航の便宜を可能な限り考慮すること。

2 舟又はいかだの通航の用に供されている水門でその通航の制限を行なう必要のあるものについては、すみやかに指定し、前期1に準じて必要な制限を行なうこと。

二 河川管理者の指定する水域関係

水域又は当該水域の通航方法の指定による舟又はいかだの通航の制限は、舟又はいかだを利用して行なわれる事業にできる限り支障を及ぼさないよう配慮して行なうとともに、これらの事業を行なうものに対し、制限の内容を周知徹底させること。

1 水域の指定

それぞれの指定の目的を達成するため舟又はいかだの通航を制限する必要がある水域を指定すること。〔ただし書略〕

2 通航方法の指定

舟又はいかだの通航すべき航路又は速度のほか、必要に応じ警笛の吹鳴等について必要な時期を限って制限するよう指定すること。〔ただし書略〕

三 〔略〕

第二 令十六条の三関係

本条の許可は、期間を限って許可する等実態に応じて包括的な許可をすることができること。また、本条にいう「竹木」には、いかだで舟が引航し、又は人が添乗していないものも含むものであること。

一 許可を要しない竹木の流送

許可を要しない竹木の流送の指定は、地形、河川管理施設又は河川区域内に設置されている工作物の状況、河川の自由使用の状況等(以下「河川の状況等」という。)を勘案して、支障を生ずるおそれがないと認められる水域において行なわれる竹木の流送及び河川の状況等を勘案して一定の寸法に満たない竹木の流送であれば支障が生じないと認められる水域において行なわれる当該竹木の流送を指定すること。

二 竹木の流送の許可について

おおむね次の各号に例示する事項に該当しない場合には、許可すること。

- 1 出水時に流送するものであること。
- 2 流送区間内に河川トンネル、樋門樋管等の暗渠の区間が存在すること。
- 3 流送区間内に存在する河岸、河川管理施設又は許可工作物を損傷するおそれがあること。
- 4 流送区間内における河川工事に支障を生ずるおそれがあること。
- 5 流送区間における河川管理施設の操作に支障を生じ、又は河川の使用に著しい支障を生ずるおそれがあること。
- 6 流送する竹木が流送区間内に停滞するおそれがあること。
- 7 流送する竹木が流送区間外に流失し、流送区間外において前記2から6の一に該当するおそれがあること。

3. 「行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定について」（平成6年9月30日建設省河政発第52号、建設省河川局長通達）の記の五の1（7）

五 申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間について

1 河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）の規定による処分に係る審査基準及び標準処理期間について

（7）第二十八条第一項（竹木の流送等の制限等）の審査基準について

竹木の流送等の許可を行うに当たっては、地形、河川管理施設又は河川区域内に設置されている工作物の状況、河川の自由使用の状況等を勘案して、河川管理上の支障の有無について審査を行い、支障を生じるおそれがない場合に許可することができるものであること。